

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

旅 費 規 程

制定	平成 18 年 4 月 1 日	18 規程第 8 号
一部改正	平成 18 年 7 月 20 日	18 産技総総第 168 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日	21 産技総総第 733 号
一部改正	平成 26 年 12 月 12 日	26 産技総総第 581 号
一部改正	平成 27 年 3 月 13 日	26 産技総総第 807 号
一部改正	平成 29 年 3 月 15 日	28 産技総総第 718 号
一部改正	平成 30 年 3 月 27 日	29 産技総総第 802 号
一部改正	平成 31 年 3 月 20 日	30 産技総総第 932 号
一部改正	2019 年 7 月 23 日	2019 産技総総第 283 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 11 条）
第 2 章	内国旅費（第 12 条—第 22 条）
第 3 章	外国旅費（第 23 条—第 30 条）
第 4 章	雑則（第 31 条—第 34 条）
	附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の役員、職員、任期付職員、ワイドキャリアスタッフ職員及びそれ以外の者（以下「役職員等」という。）並びに産技研以外の者が産技研の業務のために旅行する場合における旅費の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「旅行命令等」とは、旅行命令又は旅行依頼をいう。
- 二 「旅行命令権者」とは、別表第1の旅行命令権者欄に掲げる者であって、その旅行命令権者の区分に応じ、それぞれ同表の旅行命令を受ける者の範囲欄及び旅行依頼を受ける者の範囲欄に掲げる者に旅行命令等を行う者をいう。
- 三 「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州及びその付属の島をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 四 「外国旅行」とは、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 五 「出張」とは、役職員等が産技研の業務のため一時その勤務地（役職員等の就業の場所をいう。以下同じ。）を離れ旅行し、又は産技研以外の者が産技研の依頼を受けた業務のため一時その勤務地又は住所若しくは居所を離れ旅行することをいう。
- 六 「日帰出張」とは、役職員等の上出張のうち宿泊を伴わない日帰りの旅行をいう。
- 七 「親族」とは、役職員等又は産技研以外の者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。
- 八 「遺族」とは、死亡した役職員等又は産技研以外の者の親族であって、役職員等又は産技研以外の者の死亡当時当該者と生計を一にしていた者をいう。
- 九 「旅行者」とは、旅行命令等を受けて旅行する若しくは旅行した役職員等若しくは産技研以外の者又は第3条第3項により旅費を支給され旅行する若しくは旅行した親族若しくは遺族をいう。

2 この規程において「何級」という場合は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員就業規則（18規程第1号。以下「職員就業規則」という。）第4条に定めるものをいう。ただし、職員就業規則に定めのない役職員等（役員を除く。）については、別に定めるところにより、当該者の職務の級を格付けするものとする。また、ワイドキャリア時間型職員については1級に格付けするものとする。

3 この規程において「何々地」という場合は、本邦にあっては市町村の存する地域（東京都の特別区は、23区を一つとする。）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域又は国をいう。ただし、「近接地」という場合には別表第2に定める地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 旅行命令等を受けて役職員等が出張した場合は、その役職員等に対して旅費

を支給する。この場合において、旅費の全部又は一部を、産技研が委託した者により、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等に相当する切符、乗車券等を旅費に代えて、支給することができる。

- 2 産技研の依頼に応じて旅行命令等を受けて産技研以外の者が業務を遂行するため旅行した場合は、その者に対して旅費を支給する。
- 3 役職員等又は産技研以外の者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - 一 役職員等又は産技研以外の者が出張のための旅行中に死亡した場合には、その遺族
 - 二 役職員等又は産技研以外の者が出張中に産技研の業務のため負傷し、又は疾病にかかり療養又は帰任のため親族の看護を必要とする場合には、その親族
- 4 旅行者がこの規程により支給される旅費により旅行することがその旅行における特別の事情又はその旅行の性質上困難であると理事長が認めた場合は、実際に要した旅費を支給することができる。
- 5 この規程により旅費の支給を受けることのできる者がその出発前に旅行命令等を変更され、取り消され、又は死亡した場合であって、その出張のため既に支出した金額があるときは、その者に対しその金額のうち損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 6 この規程により旅費の支給を受けることのできる者が旅行中交通機関の事故、天災その他自己の責に帰さない事由により概算払を受けた旅費の全部又は一部を喪失した場合は、その者に対しその喪失した金額を支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行命令権者は、産技研の業務上必要と認める場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 2 旅行命令権者は、自らその必要性を認める場合又は旅行者から産技研の業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合は、既に発した旅行命令等を変更することができる。
- 3 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合は、旅行日、目的及び旅行先を記録しなければならない。

(宿泊理由)

第4条の2 職員は宿泊を伴う出張を行う場合には、宿泊の理由について旅行前に所属長及び、総務課に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は所内グループウェア内電子決済システムによるものとする。

(旅行の報告)

第4条の3 職員は、宿泊出張をしたとき、または外部資金を利用して出張を行った

場合は、出張の概要を所属長及び総務課に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告は所内グループウェア内電子決済システムによるものとする。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額又は路程に応じ一キロメートル当りの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 支度料は、外国へのお出張又は赴任について、定額により支給する。

10 渡航手数料は、外国へのお出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

11 死亡手当は、第3条第3項第一号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、産技研の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法により旅行することができない場合は、旅費は、実際の経路及び方法により計算する。

2 旅費は、原則として、勤務地を発着地として計算する。

3 旅行者の住所又は居所がお出張経路上にある場合であって、その住所又は居所から旅行する場合は、旅費は、その旅行の実際に要した額により計算する。

4 産技研以外の者に対して支給する旅費は、用務の内容、旅行の依頼を受けた者の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮し、別に定めるところにより、その者を役員又は同等と認められる職員の職務の級に格付けして、計算するものとする。

第7条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定

額の十分の二に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第8条 一日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更等のあつたときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の区分)

第10条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、それぞれの旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

(旅費の支給手続)

第11条 旅費の支給を受けようとする旅行者又は概算払による旅費の支給を受けた旅行者であつて、その旅費の精算をしようとする旅行者は、旅費の計算に必要な資料を旅費担当に提出しなければならない。この場合において必要な資料の全部又は一部を提出しなかったものは、その請求に係る旅費額のうち、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払により旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行が完了した日の翌日から起算して2週間（やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を受けたときは、その承認を受けた期間）以内に、その旅行の旅費を精算しなければならない。

3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項で規定する必要な資料の種類等については、理事長が別に定める。

第2章 内国旅費

(鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等)

第12条 国内旅費のうち鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等の額は、別表第4の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分に応じ、それぞれ同表の役員欄、職員（4級以上）欄又は職員（3級以下）欄に掲げる額とする。

(近接地内旅費)

第13条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

- 一 鉄道賃、船賃及び車賃
- 二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には次に規定する宿泊料
 - イ 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、別表第5の食卓料定額に相当する額及び別表第5の日当の定額の2分の1
 - ロ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第5の宿泊料定額及び別表第5の日当の定額の2分の1

(近接地外旅費)

第14条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、及び食卓料とする。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

- 一 乗車に要する運賃
 - 二 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - 三 業務上の必要により寝台車を利用する場合には、前二号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金
 - 四 役員の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前三号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金
 - 五 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第二号に規定する急行料金は、特別の事情があると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道七十キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの
- 3 第1項第五号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道七十キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれ

ぞれの範囲内の実費額による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 役員以外の職務にある者については、下級の運賃
- 三 前二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 第一号の規定に該当する場合には、次に規定する運賃
 - (1) 役員の職務にある者については、最上級の運賃
 - (2) 役員以外の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - ロ 第二号の規定に該当する場合には、次に規定する運賃
 - (1) 役員の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - (2) 役員以外の職務にある者については、最上級の運賃
- 四 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃
- 五 公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、前各号に規定する運賃のほか、寝台料金
- 六 役員の職務にある者が第四号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- 七 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第 17 条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第 18 条 車賃の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

- 2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第 19 条 日当の額は、別表第 5 の定額による。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第5の定額による。

- 2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第5の定額による。

- 2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第3項の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- 一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から居住地までの往復に要する前職務相当の旅費
 - 二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第23条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃、又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料、又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(海外旅行旅費)

第24条 海外旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、渡航手数料及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第25条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)の範囲内の実費額に

よる。

- 一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で理事長が定める運賃
 - イ 役員の職務にある者又は四級以上の職務にある者については、最上級の運賃
 - ロ 三級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- 三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 四 業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃
- 五 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金

(船賃)

第26条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)の範囲内の実費額による。

- 一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で理事長が定める運賃(最下級の運賃による場合を除く。)
 - イ 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
 - ロ イの最上級の運賃を更に三に区分する船舶による旅行の場合には、役員の職務にある者又は四級以上の職務にある者については中級の運賃、三級以下の職務にある者については下級の運賃
 - ハ イの最上級の運賃を更に二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- 二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 三 業務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃
- 四 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、寝台料金

(航空賃及び車賃)

第27条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)の範囲内の実費額による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運

賃

イ 役員の職務にある者については、中級の運賃

ロ 役員以外の職務にある者については、下級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員の職務にある者については、上級の運賃

ロ 役員以外の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 前項第一号ロ又は第二号ロの規定に該当する場合において、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が八時間を超えるときには、第一号ロの運賃は中級の運賃に、第二号ロの運賃は上級の運賃によることができる。

3 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第 28 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 7 の定額による。

2 食卓料の額は、別表第 7 の定額による。

3 第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

4 同条 1 項の規定にかかわらず、外部的要因等により宿泊先が限定される場合において、宿泊料が別表第 7 の定額を上回る際は、理事長が認める場合に限り、実費額での支払いを行うことができる。

5 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター研修規程第 5 条第 2 項第六号に定める海外研修に係る日当及び宿泊料の支払いについては、別に定める。

(支度料)

第 29 条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第 8 の定額による。

2 外国に出張又は赴任を命ぜられた者が、過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張又は赴任を命ぜられた日から起算して、過去三年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

3 旅行者本人の申出があったときは、支度料を支給しないことができる。

(渡航手数料)

第 30 条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第31条 理事長は、旅行者が当該旅行における特別の事情により、または当該旅行の性質上この規程で定められた旅費の実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程の定めによる旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の定めによる旅費の支給ができないとき又はこの定めにより支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

第33条 この規程に定めがあるものの外、実施上必要な事項は、理事長が定める。

(バンコク支所職員の旅費)

第34条 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター組織規程第2条に規定する経営企画部バンコク支所職員の赴任及び帰任並びに現地での出張に関する旅費の支給については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前十日間の準備期間とを通じた期間が、二会計年度にわたる場合の旅費は、当分の間、当該二会計年度のうち前会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 別表 3 を削除する

附 則

1 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 別紙（4 の 2 条関係）を削除する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2019 年 7 月 23 日から施行する。

別表第1（第2条第1項第二号関係）

旅行命令権者	旅行命令を受ける者の範囲	旅行依頼を受ける者の範囲
理事長	理事および理事長	理事長の依頼による者
理事長および本部長	5級の職以下にあるもの	
5級の職にあるもの	4級の職以下にあるもの	
4級の職にあるもの	3級の職以下にあるもの	

別表第2（第2条第3項関係）

（近接地の範囲）

在勤庁の所在地	近 接 地 の 地 域	
特別区の区域内	東京都	島しょを除く都内の全地域
	神奈川県	川崎市、横浜市
	千葉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
	埼玉県	和光市、朝霞市、戸田市、新座市、志木市、富士見市、蕨市、川口市、さいたま市、草加市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、三郷市
昭 島 市	東京都	島しょを除く都内の全地域
	神奈川県	相模原市
	埼玉県	所沢市、入間市、狭山市、飯能市
	山梨県	上野原市

別表第4（第12条関係）

運賃及び階級		役 員	職員（4級以上）	職員（3級以下）
鉄 道 運 賃	運 賃	利用に要する運賃		
		特別急行料金・急行料金		
		座席指定料金		
		グリーン料金		
船 舶 運 賃	運 賃	3階級	上級	中級
		2階級	上級	下級
	階級なし	利用に要する運賃		
		特別船室料金		
		寝台料金		
	座席指定料金			
航 空 運 賃	運 賃	利用に要する運賃		
バス運賃等		実際に要した額		

別表第5（第13条第2号、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項関係）

国内旅費（日当、宿泊料及び食卓料） (円)

役職員の区分	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
役 員	3,000	15,000	3,000
職 員 (4級以上)	2,600	13,500	2,600
職 員 (3級以下)	2,200	11,000	2,200

別表第6（第24条関係）

外国旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）（円）

運賃及び階級		役員	職員（4級以上）	職員（3級以下）
鉄道運賃	運賃	3階級以上	最上級	
		2階級	最上級の直近下位の級	
		階級なし	上級の運賃	
		乗車に要する運賃		
		座席料金		
	急行料金・寝台料金			
船舶運賃	運賃	2階級	最上級	
		最上級が3階級に分かれている場合	中級	下級
		最上級が2階級に分かれている場合	下級	
	階級なし	利用に要する運賃		
		特別船室料金		
		寝台料金		
航空運賃	運賃	3階級以上	中級	下級
		2階級	上級	下級
		階級なし	利用に要する運賃	
バス運賃等		実際に要した額		

別表第7（第24条関係）

外国旅費（日当、宿泊料及び食卓料）（円）

役職員の区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）				食卓料（一夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
役員	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500	7,700
4級以上	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,880	15,100	13,500	6,700
3級以下	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	1,600	5,800

備考

(外国旅費指定都市の範囲)

- 1 第 28 条別表第 7 の指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

(外国旅行に係る地域の定義)

- 2 第 28 条別表 7 の定める地域は当該各号に定める地域とする。

一 北米地域 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しよ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

二 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

三 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しよ

四 アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ

五 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しよ

六 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しよ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)

七 アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しよ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)

八 南極地域 南極大陸及び周辺の島しよ

(外国旅行甲地方の範囲)

3 第28条別表に規定する甲地方は、前項一から三までに定める地域のうち指定都市として定められた地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(外国旅行丙地方の範囲)

4 第28条別表に規定する丙地方は、前項四、五、七及び八に定める地域のうち指定都市に定められた地域以外の地域で、インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しよを除いた地域とする。

別表第8 (第29条第1項関係)

(円)

区 分	旅行期間			
	15日未満	15日以上一月未満	一月以上三月未満	三月以上
役 員	43,200	86,300	104,800	123,200
職員(4級以上)	35,100	71,100	85,100	100,000
職員(3級以下)	31,000	62,000	75,300	88,600